

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 6 日

動物医薬品検査所 御中

消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省
令の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛て通知したので、御了知ください。

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 6 日

各都道府県畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省令第 1 号）が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

製造販売業者からの使用禁止期間を短縮することに関する要請及び提出資料に基づき、「セフチオフルを有効成分とする注射剤」の豚に係る「使用禁止期間」について、「と殺する前 70 日間」から「と殺する前 14 日間」に変更。

2 施行期日

令和 5 年 1 月 6 日

3 参考

今回の改正に係る製剤は以下のとおりです。

販売名：エクセーデ S（ゾエティス・ジャパン株式会社）

○農林水産省令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月六日

農林水産大臣 野村 哲郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）				別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
セフチオフル を有効成分と する注射剤	(略) 豚	(略) (略)	(略) 食用に供する ために <u>と殺する</u> <u>前14日間</u>	セフチオフル を有効成分と する注射剤	(略) 豚	(略) (略)	(略) 食用に供する ために <u>と殺する</u> <u>前70日間</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～20 (略)				注 1～20 (略)			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。